○法務省告示第三百四十二号

鳥取県境港市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年八月一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

鳥取県西伯郡境町六百二十番地　景山　まつ

○法務省告示第三百四十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年八月一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

東京法務局所属　吉田　広司
宇都宮地方法務局所属　川合　康司
長野地方法務局所属　栗原　雄一
京都地方法務局所属　田中　澄夫
神戸地方法務局所属　横井　三男
岐阜地方法務局所属　加藤　三男
盛岡地方法務局所属　吉岡　慶治
旭川地方法務局所属　小鷹　勝幸

○外務省告示第二百五十九号

平成二十六年三月十九日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、リビアに対して、同国の原油取引に関する制裁措置の追加を決定する次の決議が採択された。

平成二十六年八月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

二千十四年三月十九日に国際連合安全保障理事会がその第七千百四十二回会合において採択した決議第二千百四十六号（二千十四年）

安全保障理事会は、

二千十一年二月二十六日の決議第千九百七十号（二千十一年）、二千十一年三月十七日の決議第千九百七十三号（二千十一年）、二千十一年九月十六日の決議第二千九号（二千十一年）、二千十一年十月二十七日の決議第二千十六号（二千十一年）、二千十一年十月三十一日の決議第二千十七号（二千十一年）、二千十一年十二月二日の決議第二千二十二号（二千十一年）、三月十二日の決議第二千四十号（二千十二年）、三月十四日の決議第二千九十五号（二千十三年）及び決議第二千百四十四号（二千十四年）並びに二千十三年十二月十六日の安保理議長声明（S／PRST／二〇一三／二一）を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し、

千九百八十二年十二月十日に採択された海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際法が、海洋における活動に適用される法的枠組みを定めていることを想起し、

リビアからの不正な原油輸出を防止するために適切な行動をとる主要な責任がリビア当局にあることを強調し、国際社会がリビアの領域及び資源に対する主権のために支援することの重要性を再確認し、

二千十四年三月十日付けの安全保障理事会議長宛てのリビア政府からの書簡に留意し、リビアからの原油の不正な輸出がリビア政府を弱体化し、リビアの平和、安全及び安定に対する脅威を構成することに懸念を表明し、

リビア政府による、リビアにおけるエネルギー輸出の混乱を平和的に解決するための努力に対する支援を表明し、全てのエネルギー施設の管理が然るべき当局へ返還されるべきであることを強調し、トリポリ行動計画の実施を含む、国境の治安問題に応えるためのリビア政府の意図を支持し、リビアの国境管理強化のための欧州連合国境支援ミッションの重要性に留意し、

リビアにおける事態が国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、

1．リビアから不正に原油を輸出する試みを非難する。

2．リビア政府に対し、この問題を解決するため、まず第一に、そのような輸出及び輸出の試みに関するあらゆる情報に基づき、当該船舶の旗国に迅速に連絡することを要請する。

3．リビア政府に対し、この決議における措置に関し、決議第千九百七十号（二千十一年）によって設置された制裁委員会との連絡に責任を有するフォーカル・ポイントを任命するとともに、同委員会に通知することを要請し、リビア政府のフォーカル・ポイントに対し、入手可能な関連する情報と共に、リビアから不正に輸出された原油を運搬する全ての船舶及びこの決議の2の規定に従って実施されたあらゆる努力について委員会に報告することを要請する。

4．同委員会に対し、リビア政府のフォーカル・ポイントからのこのような情報について、全ての関係する加盟国に直ちに報告するよう指示する。

5．加盟国に対し、この決議の11の規定に基づき、制裁委員会が指定する船舶を公海上で検査する権限を与えるとともに、適用可能な国際人道法及び国際人権法を完全に遵守しつつ、リビア政府の同意及び同政府の協力を得て、このような検査を実施し、当該船舶が原油をリビアに返還するために適切な措置をとるよう指示するため、個別の状況に応じたあらゆる措置をとる権限を与える。

6．加盟国に対し、5の規定において認められた措置をとる前に、まず当該船舶の旗国の同意を求めることを要請する。

7．5の規定に基づく検査を行ういかなる加盟国も、当該旗国の同意を求めるためになされた努力を含む関連する詳細を含む検査に関する報告を速やかに委員会に提出することを決定する。

8．この決議の5の規定で付与される権限は、国家により所有又は運航され、かつ、政府の非商業目的のみに使用される軍艦及び船舶により行われる検査に限り適用されることを確認する。

9．この決議の5の規定で付与された権限は、11の規定に基づき委員会による指定の対象となる船舶のみに適用し、その他の船舶及びその他のいかなる状況においても、公海上で旗国が自国の船舶に対して有する排他的管轄権の一般原則を含む、また、海洋法に関する国際連合条約の下での権利及び義務を含む、その他の船舶に関する別の状況における国際法の下での加盟国の権利、義務又は責任に影響を及ぼすものではないことを確認する。また、この決議が慣習国際法を形成するものと見なされるべきではないことを特に強調する。

10．11の規定に基づいて指定された船舶に対し、次の措置を課すことを決定する。

(a)　11の規定に基づいて委員会によって指定された船舶の旗国は、リビア政府のフォーカル・ポイントからの指示なしに、船舶がリビアから原油を積載、運搬及び陸揚げすることがないよう必要な措置をとる。

(b)　全ての加盟国は、検査目的、緊急の場合及び船舶がリビアに引き返す場合を除き、11の規定に基づいて指定された船舶が、自国へ入港することを禁止するための必要な措置をとる。

(c)　全ての加盟国は、人道的目的又は船舶がリビアに引き返す場合を除き、11の規定に基づき委員会が指定した船舶に対し、自国民による又は自国の領域からの燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止するために必要な措置をとり、委員会に通知する。

(d)　全ての加盟国は、自国民及び自国の領域内の団体及び個人に対し、11の規定に基づいて指定された、船舶に積載されたリビアからのそのような原油に関するいかなる金融取引にも関与しないことを要求するために必要な措置をとる。

11．委員会は、個別の案件に応じて、九十日間、10の規定に定める措置の一部又は全てをとるために船舶を指定することができ、また、その期間は委員会によって更新され得ることを決定する。

12．委員会は、いかなる時も、必要又は適当と認められる場合は、船舶の指定を解除し、又は10の規定における措置の一部または全てにおいて例外を認めることができることを決定する。

13．安全保障理事会決議千九百七十三号（二千十一年）24の規定に基づき、委員会の指示の下、同規定で規定された任務を遂行するための専門家パネルの設置を想起し、当該任務は、この決議で課された措置に関しても適用されることを決定し、専門家パネルに対し、この決議で課された措置の実施を監視するよう指示する。

14．事務総長に対し、専門家パネルの任務の拡大を考慮し、パネルを六名に増員するとともに、パネルの作業を支援するために必要な財政上及び安全上の措置をとるよう要請する。

15．この決議で課された措置及び付与された権限は、理事会が延長を決定しない限り、この決議の採択の日から一年後に終了することを決定する。

16．この問題に引き続き関与することを決定する。